

島根県障がい福祉分野のICT導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県の交付する障がい福祉分野のICT導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、社会福祉法人に対する助成に関する条例（昭和38年島根県条例第33号）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止等に加え、障害福祉分野におけるICTの活用により障害福祉サービス事業所等における生産性向上を推進することを目的として、障害福祉サービス事業者等がICTを導入する際の経費を支援する。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業、対象経費、基準額、補助事業者及び補助率は次のとおりとする。

(1) 交付の対象となる事業

生産性の向上、職員間の情報共有若しくは職員の移動負担の軽減に効果のあるICT技術を活用するための機器の購入、その他の環境整備又は新型コロナウイルス感染症の感染防止のために必要なテレビ電話装置、その他の情報通信機器の使用環境の整備等を行う事業で知事が認めたものとする。

(2) 対象経費

障がい福祉分野のICT導入支援事業の実施に必要な次の経費。ただし、経済産業省が実施している「サービス等生産性向上IT導入支援事業」による補助を受ける部分、県が実施する島根県障がい福祉分野のICT導入モデル事業費補助金及び松江市が実施する松江市障がい福祉分野のICT導入モデル事業補助金の対象となるものについては本事業の補助対象としない。

タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策

(3) 基準額

1事業所あたり上限50万円とする。

(4) 補助事業者

社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人等の団体が運営する障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者、障害児支援事業者及び障害児相談支援事業者とする。

(5) 補助率

10/10

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、前条に掲げる基準額と前条に掲げる対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に前条に掲げる補助率を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第5条 この補助金の交付申請は、様式第1号による交付申請書を知事に提出して行うものとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式第2号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、知事に報告しなければならない。
なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (5) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(変更等の承認申請)

第7条 補助事業者は、規則第9条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、様式第3号による事業変更等承認申請書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、事業の完了した日から起算して2月を経過した日又は事業完了年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式第4号による事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条に規定する事業実績報告を受け、その報告に係る収入補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、通知するものとする。

(その他)

第10条 この交付要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この交付要綱は、令和4年5月2日から施行する。